

2. 内閣府

01. 都市安全確保計画策定事業費補助金
02. 地域自主戦略交付金
03. 総合特区推進調整費
04. 総合特区支援利子補給金
05. 国際戦略総合特区に係る税制上の特例
06. 地域活性化総合特区に係る税制上の特例
07. 地域再生基盤強化交付金
08. 地域再生支援利子補給金
09. 特定地域再生事業費補助金
10. 特定地域再生事業を行う株式会社に対する課税の特例
11. 特定地域再生事業に係る地方債の特例
12. 地域における男女共同参画促進総合支援事業
13. 地域防災力向上支援事業補助金
14. 津波対策推進事業費補助金
15. 沖縄振興一括交付金

内閣府 1

施策名	都市安全確保計画策定事業費補助金	予算額(百万円)	150
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	都市再生特別措置法第19条の13		
概要	都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画の作成に必要な地方公共団体等が実施する基礎データの収集・分析等に要する経費に対して、補助を行う。		
対象者	一 市町村（特別区を含む。） 二 都道府県 三 民間事業者等		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内の滞在人口の推計 ・ 地域内の建築物の耐震性能に係るデータの収集・分析 ・ ライフラインの防災性能に係るデータの収集・分析 ・ 地域内の退避場所に係る現況調査 ・ 地域内の退避施設に係る現況調査 ・ 退避者の退避行動シミュレーション ・ 退避経路の安全性の検証 ・ 退避者の退避場所・退避施設への収容状況の分析 ・ その他都市再生安全確保計画の作成に必要なデータの収集・分析等 		
支援内容	対象事業に要する経費の2分の1以内の額を補助		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助金を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 補助事業者が内閣府に対し補助金交付の申請 (補助事業者が民間事業者等の場合は地方公共団体を通じて申請) ② 申請内容が適当だと認められるときは、内閣府が補助金の交付を決定し補助事業者に通知 ③ 補助事業者による補助事業の実施 ④ 補助事業者は、補助事業の完了後、内閣府に補助事業の実績を報告 ⑤ 内閣府は実績報告の内容の審査後、補助金の額を決定し、補助事業者に通知 ⑥ 内閣府が補助事業者に対し補助金を交付 <p>なお、本事業の活用にあたっては事前にご相談ください。</p>		
備考	都市安全確保計画策定事業費補助金交付要綱（平成24年5月10日 府地活第105号）		
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	TEL : 03-5510-2171 FAX : 03-3591-1972 URL : http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/	

内閣府 2

施策名	地域自主戦略交付金	予算額(百万円)	675,439
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)		
概要	地方公共団体が、対象事業から自主的に選択した事業に対し、国が交付する交付金。各府省の枠にとらわれずに使えることや、箇所付け等の国の事前関与を廃止すること等により、地域の実情に即した事業の的確かつ効率的な実施を図る。		
対象者	都道府県、政令指定都市		
対象事業	<p>以下に掲げる事業等のうち、地方公共団体が作成する事業実施計画に記載されたもの(法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全施設整備に関する事業(注1) ○ 学校施設環境改善に関する事業 ○ 社会福祉施設等施設整備に関する事業 ○ 地域介護・福祉空間整備等施設整備に関する事業(注2) ○ 農山漁村活性化対策整備に関する事業 ○ 水産業強化対策整備に関する事業(注1) ○ 工業用水道に関する事業 ○ 環境保全施設整備に関する事業 ○ 生物多様性保全回復整備に関する事業(注1) ○ 消防防災施設整備に関する事業 ○ 水道施設整備に関する事業 ○ 医療提供体制施設整備に関する事業(注1) ○ 農山漁村地域整備に関する事業 ○ 農業・食品産業強化対策整備に関する事業(注1) ○ 森林整備・林業等振興整備に関する事業(注1) ○ 社会資本整備に関する事業 ○ 自然環境整備に関する事業(注1) ○ 循環型社会形成推進に関する事業(注2) <p>(注1) 都道府県のみが対象。(注2) 政令指定都市のみが対象。</p>		
支援内容	事業実施計画に基づく事業又は事務の実施に要する経費に充てるため、国が交付金を交付。		
変更のポイント	都道府県について対象事業を拡大したほか、新たに政令指定都市に同交付金を導入した。		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>交付を受けるまでの手続きは、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 内閣府より、地方公共団体ごとの交付限度額を提示(平成24年4月6日付)。 ② 地方公共団体より、内閣府へ事業実施計画を提出。 ③ 内閣府において予算配分計画を作成し、関係府省に移替。 ④ 地方公共団体より、移替先府省に交付申請。 ⑤ 移替先府省より、各地方公共団体に交付。 		
備考	—		
連絡先	内閣府 地域主権戦略室	TEL : 03-5575-2096 FAX : 03-5575-0564 URL : http://www.cao.go.jp/chiiki-shuken/iishukofukin/iishukofukin.html	

内閣府 3

施策名	総合特区推進調整費	予算額(百万円)	13,840
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>○地域の戦略・提案に基づく総合特区に関する計画の実現を支援するため、各省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、各省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完。</p> <p>○地域の主体的取り組みを支援する観点から、目未定の経費として予算計上した上で、執行段階において、地域からの提案を踏まえて用途を確定し、関係府省に移し替えて執行。</p>		
対象者	認定された総合特別区域計画の実施主体（都道府県、市町村、事業者等）		
対象事業	<p>認定された総合特区計画に記載された、目的達成のために必要な事業への支援について、各省の予算制度での対応が可能となるまでの間（最長3年間）機動的に補完</p> <p>①各省の予算制度における要件を満たす場合⇒ 当該予算制度のルールを適用 ②規制・制度改革を基軸として国際競争力強化・地域活性化の実現を図る当該総合特区の計画の趣旨に基づき、各省予算制度を拡充する場合 →補助制度の要件緩和等の制度拡充を行った場合、拡充前の補助率を適用 →各府省の所管する関連施策の体系に著しい影響を与える等の理由で、総合特区推進WG（仮称）において不適切と判断される場合を除く</p>		
支援内容	<p>総合特区1地区あたりの調整費の年間支出は以下を限度とする。</p> <p>○国際戦略総合特区 20億円 ○地域活性化総合特区 5億円</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>支援を受けるまでの手続き（予定）は、以下のとおり。</p> <p>①地方公共団体、実施主体等により構成される地域協議会の協議を経て、地方公共団体が総合特別区域指定を申請。 ②総合特別区域推進本部（本部長：内閣総理大臣）の意見を聴いて、内閣総理大臣が指定。 ③国と地方の協議会で、新たな規制・制度の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を協議。 ④地方公共団体が総合特別区域計画を作成し、内閣総理大臣が認定。 ⑤計画に記載された事業について、各省の予算制度を重点的に活用。なお不足する部分を調整費で機動的に補完。 ※執行にあたって、内閣府から関係省庁に調整費予算を移替え。実施主体から移替え先省庁に交付申請等を行う。</p>		
備考	—		
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	TEL : 03-5510-2474 FAX : 03-3591-1974 URL : http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/	

内閣府 4

施策名	総合特区支援利子補給金	予算額(百万円)	164
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	総合特別区域法第28条第1項国際戦略総合特区 及び第56条第1項地域活性化総合特区		
概要	我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業の国際競争力の強化に資する事業(国際戦略総合特区)又は、農業、観光業その他の産業の振興、生活環境の整備、社会福祉の増進その他の地域の活性化に資する経済的社会的効果を及ぼす事業(地域活性化総合特区)を行う企業等が金融機関から低利で必要な資金を調達することができるよう、国が指定金融機関に対して利子補給金を支給。		
対象者	総合特区の推進に資する事業を実施する企業等に対して融資を行う金融機関であって、あらかじめ内閣総理大臣の指定を受けたもの(指定金融機関)		
対象事業	<p>以下のような事業に対して金融機関が行う貸付事業が対象。</p> <p>(国際戦略総合特区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及びその成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化及び石油代替エネルギーの利用の促進等に関する事業 ○ 新たな治療方法の研究開発及びその成果の企業化等、医療に係る技術水準の向上及び高度な医療の提供に関する事業 ○ 国際的規模で事業活動を行っている法人のアジア地域その他の地域における当該事業又は新たな事業の拠点を形成する事業 ○ 新技術の研究開発又はその成果の企業化等を行うための拠点を形成する事業 等 <p>(地域活性化総合特区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農林漁業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業 ○ 観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の地域間の交流の増大及び定住の促進に関する事業 ○ 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業 ○ 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの 等 		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利子補給率(通常の金利の低減分の利率)は、0.7%以下。 ○ 支給対象期間は、利子補給契約に係る貸付が最初に行われた日から起算して5年以内。 		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>融資を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地方公共団体が金融機関等を含む地域協議会を組織し、総合特区の指定申請等を提出。 ② 地方公共団体の指定申請を踏まえ、総合特区推進本部の意見に基づき、内閣総理大臣が総合特区を指定。 ③ 指定地方公共団体が総合特別区域計画を作成し、内閣総理大臣が認定。 ④ 金融機関の申請により、要件を満たす金融機関を内閣総理大臣が指定。 ⑤ 企業等の事業が認定総合特別区域計画に資するかどうかを地方公共団体が確認後、内閣総理大臣が当該事業の事業者を推薦。 ⑥ 指定金融機関が、認定計画に資する事業を行う企業等に対して融資。その後、内閣府と指定金融機関が利子補給契約を締結。 ⑦ 内閣総理大臣が指定金融機関に利子補給金を支給。これにより、企業等が指定金融機関へ融資の返済時に利子補給率が低減。 		
備考	—		
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	TEL : 03-5510-2473 FAX : 03-3591-1974 URL : http://www.kantei.go.jp/ip/singi/tiiki/	

内閣府 5

施策名	国際戦略総合特区に係る税制上の特例	予算額(百万円)	—
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	総合特別区域法、租税特別措置法		
概要	国際戦略総合特区において、我が国の経済のけん引役となることが期待される産業の拠点形成に資する投資の促進、拠点の国際競争力強化のための環境整備のための、法人税の軽減措置を創設（以下の措置の選択適用）。		
対象者	法人		
対象事業	国際戦略総合特別区域の指定を受けたエリアにおいて、特定国際戦略事業の用に供する設備に係る投資を行うもの、もしくは、専ら、特区内において行う特定国際戦略事業で地方公共団体による経済的負担の低減を図る措置が講じられ、かつ、規制の特例措置の適用のを受けるものを行った者に対し法人税の特例措置を適用できることとする。		
支援内容	<p>事業者は下記の3つの特例措置から1つを選択して適用を受けることができる。</p> <p>○①投資税額控除または②特別償却 国際戦略総合特区内で当該特区に係る総合特区計画に記載された特定国際戦略事業の用に供する機械、建物等を取得等してその事業の用に供した場合、特別償却又は税額控除を受けられる制度を創設。</p> <p>○③所得控除 専ら、総合特区で適用される規制の特例措置等の適用を受けて行う特定国際戦略事業で総合特区計画に記載されたものについて、当該事業による所得の20%を課税所得から控除できる制度を創設。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>①内閣総理大臣が指定した総合特区に係る同大臣による総合特区計画の認定</p> <p>②認定総合特区計画に定める特定国際戦略事業を行う法人として、地方公共団体に対して指定法人等の指定申請</p> <p>③地方公共団体が指定法人等を指定</p> <p>④指定法人等から地方公共団体に対して事業年度ごとに事業報告。</p>		
備考	総合特別区域法とは別に租税特別措置法に基づく措置が必要。		
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	TEL : 03-5510-2464 FAX : 03-3591-1973 URL : http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/	

内閣府 6

施策名	地域活性化総合特区に係る税制上の特例	予算額(百万円)	—
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	総合特別区域法、租税特別措置法		
概要	地域の資源や創意工夫を生かした地域活性化を図る総合特区計画の実現を支援するため、地域活性化総合特区において、当該計画に必要となる資金調達のため、地域の志のある資金を結集するための措置を創設。		
対象者	個人		
対象事業	地域活性化総合特別区域の指定を受けたもののエリアにおいて、社会的課題解決に資する事業（ソーシャルビジネス等）である特定地域活性化事業を行う中小企業として地方公共団体が指定した者に対して、個人が出資した場合、当該個人について税制上の優遇措置を適用できることとする。		
支援内容	○出資に係る所得控除 社会的課題解決に資する事業（ソーシャルビジネス等）を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額から（出資額－2,000円）を控除できる。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	①内閣総理大臣が指定した総合特区に係る同大臣による総合特区計画の認定 ②認定総合特区計画に定める特定国際戦略事業を行う法人として、地方公共団体に対して指定法人等の指定申請 ③地方公共団体が指定法人等を指定 ④指定法人等から地方公共団体に対して事業年度ごとに事業報告。		
備考	総合特別区域法とは別に租税特別措置法に基づく措置が必要。		
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	TEL : 03-5510-2464 FAX : 03-3591-1973 URL : http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/	

内閣府 7

施 策 名	地域再生基盤強化交付金	予算額(百万円)	61,900 (うち6,100は特別会計)
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	地域再生法第19条第1項		
概 要	<p>地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体が作成した地域再生計画（内閣府の認定が必要）に基づき、道・污水处理施設・港の3つの分野において、地域の生活に密着した事業を分野横断的に整備する内容の計画に対して、国が交付金を交付。</p> <p>東日本大震災復興特別会計については、近いうちに発生が懸念される地震・津波（東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震）への対応が必要な地域を対象とし、防災・減災への効果等を限定した計画に対して、交付金を交付。</p>		
対 象 者	地方公共団体(都道府県、市町村 等)		
対象事業	<p>地方公共団体が作成する地域再生計画に記載された以下の事業が対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道整備交付金 市町村道、広域農道又は林道のうち、2以上の種類の施設整備を行う場合に対象。 ○污水处理施設整備交付金 公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設又は漁業集落排水施設）又は浄化槽のうち、2以上の種類の施設整備を行う場合に対象。 ○港整備交付金 地方港湾の港湾施設又は第一種漁港若しくは第二種漁港の漁港施設の両方の施設整備を行う場合に対象。 		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、地方の自主性・裁量性を高めた地域再生法に基づく地域再生基盤強化交付金を交付。 ○交付金を交付する期間は、交付金の交付が開始される年度から、概ね5年以内。 (特別会計分は概ね3年以内。) 		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1月下旬 地方公共団体より、地域再生計画の認定申請 ○3月下旬 内閣府より、地域再生計画の認定 ○3月下旬 地方公共団体より、内閣府へ予算要望 ○3月下旬 内閣府において予算配分計画を作成し、関係省庁に移替 ○3月下旬以降 移替先省庁より、各地方公共団体に内示 ○4月以降 地方公共団体より、移替先省庁に交付申請 ○4月以降 移替先省庁より、各地方公共団体に交付 		
備 考	—		
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	TEL : 03-5510-2458	
		FAX : 03-3591-1974	
		URL : http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/	

内閣府 8

施策名	地域再生支援利子補給金	予算額(百万円)	171
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	地域再生法第20条第1項		
概要	金融機関が低利で必要な資金を貸し付けることができるようにすることにより、地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすため、地域再生に資する事業を行う企業等が金融機関から低利で必要な資金を調達することができるよう、国が指定金融機関に対して利子補給金を支給。		
対象者	地域再生に資する事業を実施する企業等に対して融資を行う金融機関であって、あらかじめ内閣総理大臣の指定を受けたもの(指定金融機関)		
対象事業	<p>以下のような事業に対して金融機関が行う貸付事業が対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者が独自に開発した技術又は知見を活用した新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業分野への進出等を行う事業、新技術の研究開発及びその成果の企業化等の事業 ○ 歴史上もしくは芸術上価値の高い建造物として文化財保護法の指定を受けたもの又はその他法令による指定を受けたものの活用又は整備を行う事業 ○ 公営事業民営化の促進のため、国又は地方公共団体等の事業・資産を譲り受け、民間の資金・経営能力・技術力を活用して効率的かつ効果的に実施される事業 ○ 地域経済の振興を図るための流通基盤の総合的な整備事業 ○ 地球温暖化、リサイクルの推進、その他地域における環境保全事業 <p style="text-align: right;">等</p>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利子補給率(通常の金利の低減分の利率)は、0.7%以下。 ○ 支給対象期間は、利子補給契約に係る貸付が最初に行われた日から起算して5年以内。 		
変更のポイント	特定の政策課題の解決に資する地域再生計画に記載された事業(特定地域再生事業)を実施する場合は、金融機関が地域再生協議会の構成員であることを必要としない要件緩和を行う(法改正予定)。		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>融資を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地方公共団体が金融機関を含む地域再生協議会を組織し、地域再生計画を作成(特定地域再生事業を実施する場合は金融機関の参画を必要としない)。 ② 地方公共団体が地域再生計画の認定申請をし、内閣府が計画を認定。 ③ 金融機関の申請により、要件を満たす金融機関を内閣府が指定。 ④ 企業等の事業が認定地域再生計画に資するかどうかを地方公共団体が確認後、内閣府が当該事業の事業者を推薦。 ⑤ 指定金融機関が、認定計画に資する事業を行う企業等に対して融資。その後、内閣府と指定金融機関が利子補給契約を締結。 ⑥ 内閣府が指定金融機関に利子補給金を支給。これにより、企業等が指定金融機関へ融資の返済時に利子補給率分が低減。 		
備考	—		
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	TEL : 03-5510-2473 FAX : 03-3591-1974 URL : http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/	

内閣府 9

施 策 名	特定地域再生事業費補助金	予算額(百万円)	500
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概 要	<p>「日本再生のための戦略に向けて」（平成23年8月5日閣議決定）に示された成長型長寿社会・地域再生の実現に向けた課題等、我が国の経済社会にとって共通の特定の政策課題の解決に資する地域再生計画の策定・事業の実施を支援する。</p>		
対 象 者	<p>①特定地域再生計画策定事業： 地方公共団体 ②特定地域再生計画推進事業： 地方公共団体、公共的団体、地域再生法人</p>		
対象事業	<p>①特定地域再生計画策定事業 特定政策課題の解決に資する地域再生計画を策定しようとする地方公共団体が、地域の将来像や課題の解決のための取組について住民や関係団体との合意形成を図るため、調査等を実施する事業</p> <p>②特定地域再生計画推進事業 地方公共団体、公共的団体、NPO・一般社団法人等のうち地域再生推進法人として指定された者が行う、特定政策課題の解決に資する事業</p>		
支援内容	<p>①特定地域再生計画策定事業 補助率：定額（上限10,000千円）</p> <p>②特定地域再生計画推進事業 補助率：1／2</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>「地域再生法の一部を改正する法律案（※）」成立後、速やかに手続を開始予定。</p> <p style="text-align: right;">※本国会に提出中</p>		
備 考	—		
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	TEL：03-5510-2475 FAX：03-3591-1974 URL： http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/	

内閣府 10

施策名	特定地域再生事業を行う株式会社に対する課税の特例	予算額(百万円)	—
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	○地域再生法第16条(※) ○租税特別措置法第37条の13第1項第4号 ※「地域再生法の一部を改正する法律案」を本国会に提出中		
概要	認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業を実施する株式会社により発行される株式を個人が取得した場合に、当該個人に対する課税の特例を適用。		
対象者	個人		
対象事業	①社会福祉の増進に関する事業 ②環境保全に関する事業		
支援内容	①投資時点 投資額を他の株式譲渡益から控除 ②売却等により損出が発生した場合 損出を翌年以降3年間にわたって株式譲渡益から控除		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	「地域再生法の一部を改正する法律案(※)」成立後、速やかに以下の手続を開始予定 ①内閣総理大臣による地域再生計画の認定 ②地域再生計画に定める特定地域再生事業を行う株式会社として、地方公共団体に対して会社確認の申請 ③地方公共団体が確認 ④事業年度ごとに事業報告 <div style="text-align: right;">※本国会に提出中</div>		
備考	—		
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	TEL : 03-5510-2475 FAX : 03-3591-1974 URL : http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/	

内閣府 1 1

施 策 名	特定地域再生事業に係る地方債の特例	予算額(百万円)	—
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	地域再生法第17条(※) ※「地域再生法の一部を改正する法律案」を本国会に提出中		
概 要	認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業（施設の統廃合等により不要になった公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業）で、総務省令で定めるものを行うために要する経費については、地方財政法第5条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができるものとする。		
対 象 者	地方公共団体		
対象事業	施設の統廃合等により不要になった公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業（地域再生法第5条第4項第3号のハ）(※) ※「地域再生法の一部を改正する法律案」を本国会に提出中		
支援内容	地方債の特例		
変更の ポイント	—		
支援手続 スケジュール (予定でも可)	<p>「地域再生法の一部を改正する法律案(※)」成立後、速やかに以下の手続を開始</p> <p>①特定地域再生事業（施設の統廃合等により不要になった公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業）で、総務省令で定めるものが記載された地域再生計画の認定申請</p> <p>②上記①により申請があった地域再生計画の内閣総理大臣認定</p> <p style="text-align: right;">※本国会に提出中</p>		
備 考	—		
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	TEL : 03-5510-2475 FAX : 03-3591-1974 URL : http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/	

内閣府 1 2

施 策 名	地域における男女共同参画促進総合支援事業	予算額(百万円)	39
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概 要	地域における様々な課題解決において、男女共同参画の視点を取り入れ、多様な主体の連携・協働による実践的な活動が行われるよう、地域の主体的な取組を促進するため、連携支援やアドバイザー派遣、人材育成プログラムの開発等による総合的な支援を実施。		
対 象 者	都道府県、市区町村、NPO法人、地域団体、男女共同参画関連団体、企業 等		
対象事業	<u>【地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業】</u> それぞれの地域における課題解決に向けた主体的な取組を支援するため、地方公共団体、地域団体、男女共同参画関連団体等の求めに応じ、課題解決のための活動の充実、新たなネットワークの構築支援等に際し、適切な指導・助言ができるアドバイザーを派遣することにより、地域における男女共同参画促進を支援する。		
	<u>【地域における男女共同参画連携支援事業】</u> 地方公共団体、地域団体、民間団体等が連携してネットワークを作り、検討会の開催や成果の周知を行うことで、男女共同参画の視点を活かした地域課題の解決の仕組みづくりを行う。		
支援内容	<u>【地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業】</u> 地域おこし、まちづくり、観光、就業・再就業、ワーク・ライフ・バランス、介護、高齢者の社会参画・自立支援、子育て、教育、食育、防災、防犯、環境、外国人との共生等地域の実情にあう内容であり(配偶者からの暴力被害者支援は除く)、課題解決のための意見交換会、勉強会、シンポジウム、新たなネットワーク構築のための検討会等、地域における男女共同参画の推進にあたって、課題解決のための実践的な活動に関して指導・助言を行うアドバイザーを派遣する。 アドバイザーは、男女共同参画の視点を持ちつつ、NPO法人、地域団体、男女共同参画関連団体、企業、学校等、多様な主体と連携・協働して行う地域の課題解決に向けた活動の中で、その活動をより効果的に進めるためのアドバイスを行う者で、地方公共団体から申請を受け、決定する。アドバイザーの謝金及び旅費は内閣府が負担する。		
	<u>【地域における男女共同参画連携支援事業】</u> 地域における様々な課題(子育て、まちづくり、観光、防災、環境 等)について地方公共団体等が、男女共同参画の視点を活かし、連携・協働しながらその解決に取り組み、その取組の成果の周知を行う上で必要な経費(人件費、諸謝金、旅費、会場経費 等)を負担する。		
	—		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<u>【地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業】</u> アドバイザー派遣の手順は、以下のとおり。 ①都道府県及び政令指定都市は、アドバイザーの派遣を受けようとする当該都道府県(又は政令指定都市)、域内の市区町村及び団体等からの派遣希望を取りまとめ、アドバイザー派遣申請書を派遣対象のセミナー等ごとに、内閣府に提出(市区町村は、都道府県を経由して提出) ②内閣府は、審査の上、適当と認められるときには、都道府県等に対して、アドバイザー派遣決定通知書により通知 ③派遣が決定した団体は、アドバイザー候補と調整を行い、確定後、事業実施前に、都道府県等を経由して、アドバイザー派遣実施予定書を局長に提出 ④派遣を受けた団体は、事業終了後、速やかに都道府県等を経由して、アドバイザー派遣事業完了報告書を内閣府に提出		
	<u>【地域における男女共同参画連携支援事業】</u> 事業の実施の手順は、以下のとおり。 ①事業の選定を受けようとする地方公共団体等は、事業申請書等を内閣府に提出 ②内閣府は、審査の上、適当と認められるときには、決定通知書で通知 ③事業実施団体は、契約関係書類を作成し、内閣府に提出 ④事業実施団体は、契約終了日までに、事業の実施方法、今後に向けた取組や課題等を盛り込んだ事業報告書を内閣府に提出する。		
備 考	—		
連絡先	内閣府 男女共同参画局 総務課	TEL : 03-3581-2549 FAX : 03-3581-9566 URL : http://www.gender.go.jp/	

内閣府 13

施策名	地域防災力向上支援事業補助金	予算額(百万円)	181
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	地域防災力向上支援事業補助金交付要綱(平成23年6月30日府政防第391号決定)		
概要	災害により、道路の寸断や通信の途絶による孤立集落が発生した際、救命救助活動の大きな障害となることから、既存の地上系の通信システムを補完するために、衛星系の通信システムとして、衛星携帯電話等の整備に対して支援を行う。		
対象者	地方公共団体(都道府県及び市町村)		
対象事業	地方公共団体が、孤立可能性のある集落における設備の配備のため行う以下の設備機器の購入が対象 ・衛星携帯電話 ・衛星携帯電話のバッテリーを充電可能な非常用発電		
支援内容	対象事業に要する経費の1/2又は175千円(一箇所あたり)のうちいずれか低い額を補助		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	補助を受ける手順は、以下のとおり。 ①内閣府防災が地方公共団体に対して要望箇所を調査。 ②地方公共団体より内閣府防災へ交付申請を行う。 ③内閣府防災は地方公共団体へ交付決定を通知する。 ④地方公共団体は事業着手。		
備考	—		
連絡先	内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(事業推進担当) TEL : 03-3501-5696(直通) FAX : 03-3593-2846 URL : http://www.bousai.go.jp/jishin/bousai_koujiyou/index.html		

内閣府 1 4

施策名	津波対策推進事業費補助金	予算額(百万円)	155
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）第16条第2項、附則 第1条第2項		
概要	<p>東日本大震災における津波による甚大な被災経験や津波対策の推進に関する法律（平成二十三年法律第七十七号）の制定を踏まえ、特に緊急的に津波対策が必要な都道府県及び市町村の津波対策に対してその費用の一部を補助し、対策の推進を図る。</p> <p>具体的には、津波対策の推進に関する施策（避難路や避難施設の整備計画、避難計画の作成等）を進める上で基本となる被害想定等（法第16条第2項の「複数の予測を行う」に該当）を実施する都道府県、円滑な避難に資するハザードマップの作成（法第16条第2項の「その内容を住民に視聴させるための映像を作成する」に該当）を実施する市町村に対し、補助金をもって支援する。</p>		
対象者	<p>都道府県及び市町村</p> <p>※東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び東日本大震災で津波により大きな被災を受けた地域のうち、人口、行政機能、経済規模や想定津波高等による被災状況を総合的に勘案して、津波対策の緊急度の高い箇所を選定</p>		
対象事業	<p>①都道府県 市町村による避難路や避難施設の整備計画・避難計画の作成等の基本となる、地形データ作成等の基礎調査、津波浸水予測図作成、浸水想定の実施</p> <p>②市町村 円滑な避難に資するハザードマップの作成</p>		
支援内容	<p>上記対象事業について、事業費の1/2を補助する。</p> <p>ただし、1都道府県あたりの上限額を2,500万円、1市町村あたりの上限額を150万円とする。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助金の交付手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地方公共団体が、津波対策に関する事業計画を作成する。（交付要綱第6条） ② 地方公共団体が、補助金交付を申請する。（交付要綱第8条） ③ 内閣府が、申請に係る補助事業について審査し、補助金交付決定を行う。（交付要綱第9条） ④ 地方公共団体が、補助事業を実施する。 ⑤ 地方公共団体が、補助事業完了後等に実績を報告する。（交付要綱第13条） ⑥ 内閣府が、報告書等について審査し、交付額を確定する。（交付要綱第14条） ⑦ 内閣府が、補助金を交付する。 		
備考	—		
連絡先	<p>内閣府 TEL : 03-3501-5693</p> <p>政策統括官（防災担当）付 FAX : 03-3501-5199</p> <p>参事官（調査・企画担当）室 URL :</p>		

内閣府 15

施策名	沖縄振興一括交付金	予算額(百万円)	157,476
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	沖縄振興特別措置法第105条の3第2項		
概要	沖縄の実情に即してよりの確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を沖縄県が自主的な選択に基づいて実施できるよう、沖縄県が作成する「沖縄振興交付金事業計画」に基づく事業の実施に要する経費を、沖縄県に対し、一括交付金として交付。		
対象者	沖縄県		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄振興公共投資交付金 沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業（当該事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業等を含む。）として政令で定められたもののうち、事業計画に記載されたもの ・ 沖縄振興特別推進交付金 沖縄の振興に資する事業等であって、沖縄の自立・戦略的発展に資するものなど、沖縄の特殊性に基因する事業等として事業計画に記載されたもの 		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付率 沖縄振興公共投資交付金：個別事業ごとに異なる 沖縄振興特別推進交付金：8／10 		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄振興公共投資交付金 ①沖縄県知事が沖縄振興交付金事業計画を作成し、内閣総理大臣に提出 ②内閣総理大臣が交付担当大臣（対象事業の所管大臣）と協議し、配分計画を作成 ③内閣総理大臣が配分計画に基づき、財務大臣の承認を得て、関係行政機関に予算を移替え ④交付担当大臣が交付の申請に基づき交付を決定 ・ 沖縄振興特別推進交付金 ①沖縄県知事が沖縄振興交付金事業計画を作成し、内閣総理大臣に提出 ②沖縄県知事が内閣総理大臣に交付を申請 ③内閣総理大臣が交付の申請に基づき交付を決定 		
備考	—		
連絡先	<p>内閣府</p> <p>政策統括官（沖縄政策担当） TEL：03-3581-6724</p> <p>沖縄振興局 TEL：03-3581-9751</p>		